



2022年5月13日

各 位

会社名 昭 和 産 業 株 式 会 社  
代表者 代表取締役社長執行役員 新 妻 一 彦  
(コード番号2004 東証プライム)  
問合せ先 総 務 部 長 高 橋 秀 典  
(TEL: 03-3257-2182)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の第121回定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、第12条第2項を追加するものがあります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日または2022年6月24日のいずれか遅い日をもって生じるものとします。

##### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供制度の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 役付取締役の整理

選定できる役付取締役を整理し、第22条第2項を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に随時、招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に随時、招集する。</p> <p>2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>その他役付取締役若干名</u>を定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

2022年6月24日(予定)

上記1.(1) 2022年6月24日または上記1.(1)記載のとおり経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日

上記1.(2)(3) 2022年6月24日(予定)

以 上